

## 第4回 北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会 要点録

日 時 : 令和6年2月18日(日) 14時00分~16時00分  
場 所 : 日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室  
参加者 : 検討会委員 12名、事務局 7名 合計 19名  
配布資料: ①【資料】次第  
②【資料】席次表  
③【資料】第4回検討会資料(パワーポイント)  
④【資料】第3回検討会 要点録

### 【議題】

1. 開会
2. 本日の検討会について  
1/28意見交換会開催延期について  
周辺4自治会代表の意見について  
公園内での搬入路整備の経緯について  
今後の検討事項について
3. 議事
4. 周辺自治会や周辺住民との関わり方について
5. その他
6. 閉会

### 2. 本日の検討会について、前回のおさらい

事務局 第4回検討会資料に沿って説明。

(主な意見等)

村木委員 4自治会代表の意見も聞くということだが、事務局としては4自治会が一応住民の意見を代表するのでそれらの代表の意見を取り入れるということか。また、この検討会の解消案に乖離があるという説明があったが、委員の中での乖離の話か、周辺自治4自治会代表との乖離の話か。

事務局 一点目については、何をもちて地元を定義するのかと同義だと思う。今後の進め方の話なので、地元の意見の取り入れ方自体を検討会で話すべきという判断だ。今日のテーマにも、周辺自治会の話は入っている。

もう一点、意見の乖離の話は、検討会で話している内容と、地元の意見の乖離のことだ。議論が行き着いていないもので中間報告を行うという見解だったが、進め方に問題があったので反省している。

村木委員 委員会をしっかりと立て直して、委員会としての解消案をある程度集約してい

くことも大事かと思う。

笠間委員 4 ページの検討会委員に事前にチラシの案を確認いただいた上でのチラシと書かれている。私も意見を出したが、了解したという返事をしたことはない。ちゃんと訂正してほしい。意見を出した方は、その意見がどうなったかわからずに、チラシが委員会の外に示されたことは非常に問題があると思う。もう一点は、周辺自治会代表の意見のところ、先日話を伺って、改めていろいろ考えさせられた。ただ自治会代表以外の方たちの意見をどの様に取り入れていくのかについて意見があるが、別途議事のところで改めて話をする。

事務局 4 ページの表現は、ちょっと不適切な部分があると思う。チラシについて、委員には事前に素案で大方の骨格は示していたが、時間の関係で会長等と相談し提示したものになった。全て確認を取った上で出したということではない。資料の作り方として問題があり反省している。

村木委員 表現が不適切だったことは理解した。チラシに対して様々な意見をメールで出しているが、それを踏まえてどうするか、事務局からのレスポンスがないことについて、笠間委員が指摘していると思う。きつい言い方だが、会長と副会長に了解を取っている、と他の委員に報告する。その点もいかななものかと思っている。

事務局 今後ご指摘いただいた点を踏まえて、進めていきたい。

井上委員 チラシへの意見で、1・2案を入れないよという意見が出ていたことについて私は知らない。周辺自治会の方の話の中でも、1、2案に関しては絶対に受け入れられないという意見が出ていた。私が委員で参加しているのは、他市のごみ受け入れ反対運動からスタートしている。市長から委員として任命された時点から、あらゆる方策を検討するという立場から浅川堤や多摩川堤を通るルートを提案した。

ここで改めて新石自治会からはとんでもない提案だという話だった。また11月に「30年後は日野市のごみだけになっても、市内の別の場所に移転する」という覚書を取り交わしたことを初めて聞いた。これらを知らないまま、私の提案がなかったことのような扱いをされようとしているので発言している。環境のことを考えて、元々日野市のごみ処理は日野市民だけのごみを処理していたが、他市のごみを受け入れたために反対闘争をした、搬入道路が公園の中にあるという違法性を問うという裁判でも提訴したわけだ。立川市との共同処理の際の届けられた資料を参考にすると、当時はダイオキシン被害の懸念があり反対運動が起きていた。クリーンセンター連絡協議会では、11年後改めてこの後の30年後の国分寺、小金井への施設移転を検討するという資料も作られている。環境基本条例を作って環境をこれ以上悪化させないという大前提だったが、途中から他市のごみ受け入れが当たり前になり共同処理は

仕方がないところからスタートしている「四項目合意」による「検討会」だ。現在、他市からごみが入ってきてるから否定はしないが、1年でも早く他市のごみ受け入れ期間を短くしてほしいという立場で提案している。新石自治会からは、あり得ないという意見があり拒否されるのであれば地元の声は大切なので、これから考えていけばよいと思っている。市民が受け入れてしまったから仕方がないという形で、今はスタートしているが、環境については大気汚染も水も心配している。自治会がたとえ受け入れようとも、私は他市のごみの燃えた煤煙を吸いたくないという声が届いていることを伝えたい。その上で、拒絶されるのであれば仕方がない。11月に取り交わした「市と新石自治会との覚書」文書のコピーを一部いただきたい。

窪田委員 私は、前回の会議で明確に浅川ルート、多摩川ルートは論外だと意見を述べている。浅川ルートの問題が大きく取り上げられて、地元がとんでもないということで大運動になった。そういう経過があるのに、浅川ルート、多摩川ルートがまず第1案、第2案で出てくることは、この委員会が自治会に対して、そういう経過を踏まえない態度だと見られるのは当然だ。少なくとも3市共同のごみ処理場ができる経過を踏まえて、浅川ルート、多摩川ルートを見た場合、それは卒業している（解消策に入れない）と言うのが行政の責任でもある。私の立場は、北川原公園に搬入路を作るべきでなく公園は公園として作るべきだという考え。公園外でかつ浅川ルート・多摩川ルートなど既存道路を使わない方法を技術的、財政的に検討するしかない。原告団と市の合意は、技術的、財政的に可能な限り公園外に設置すること、管理方法を検討することになっている。技術的、財政的に困難であれば、公園の一部を使うことを考えざるを得ないが、追求すべき合意は、技術的、財政的に可能な限り公園外に搬入方法を検討し実現することだったと思う。その議論を、意見で申し上げたつもりだったが、用意されたと言われるチラシ案は、議論をちゃんと踏まえたチラシではない。なぜそのようになったのか、事務局、会長、副会長には十分考えてほしい。

伊藤会長 次の議事に入っているので、説明をした上で浅川・多摩川ルート問題について議論を進めたいと思う。

村木委員 委員会のスコープ（議論の範囲）を定めないと議論は進んでいかないと思う。いったい委員会は何を議論する場なのかを、会長、副会長にきちんと設定していただくことがこの先の議論が進んでいくための必要条件だと考える。

### 3. 議事

#### 3-(1) 浅川、多摩川ルートについて

事務局 第4回検討会資料に沿って説明。

(主な意見等)

伊藤会長 このルート案が積極的に何か委員の中で支持されていたわけではないと思う。特に浅川ルートを提案いただいていたのは、井上委員だとは思いますが、3市のごみの受け入れ問題が前提となって、それが解消されればこのような案もあると言われていて僕は理解している。

井上委員 提案したのは、浅川堤に日野市のごみだけという提案だ。今現在、違法を解消せよという判決が出ていて、今すぐ解消できる方策として、日野市のごみだけでも浅川ルートを通れば解消できるという提案をしてきたつもり。その他の委員は最初から他市のゴミを受け入れるという大前提で議論がされている。その点は違うと申し上げている。新井橋の信号の交通量調査でも、他市のごみまで浅川堤を通るような数値が出ているので、それは違うということを上げている。今すぐ違法解消できる日野市のごみは、浅川堤にしてほしいと申し上げている。それが怒りに触れてしまったことは、委員や新石自治会の方にはお詫びする。11月の時点で日野市と30年後は他の場所へという約束が取り交わされていたことは知らなかったもので、そのまま提案し続けている。私が提案したことを全てなかったことになるのは避けたい。

伊藤会長 この案としての前提が井上委員のほうにはついているので、そのまま案があったと出されるのはちょっと行き違い的なところもある。そういう意味では検討の中から、浅川・多摩川ルートをまずは外すのはあるのかなと思う。そういうことでよろしいか。井上委員の話は、別になかったことにするわけではない。

井上委員 行き違いという表現をされているが、行き違いじゃないと思う。そもそも評価をどうするかという書面があるが、その中では他市のごみ受け入れ大前提になっていると申し上げている。評価の中にごみ受け入れ反対がいることは、どこにも記録に残っていない。それ自体が違うのではないかとやっている。

中谷副会長 井上委員が、浅川ルートが日野市のごみだけは入れてもいいんじゃないかという提案をされたが、事実誤認に基づく提案だ。自治会から日野市だけだったらいよいよと聞いていると言われたが、それは全くの事実誤認。広域化処理計画以前から、浅川堤防を使わないでほしいという意見が地元からずっと出されている。提案自身が根拠もない。また、裁判で確定した判決は、現状のごみ搬入路が都市計画法違反だという判決だ。日野市だけ浅川堤防を通せたとしても、違法は全く変わらない。やっぱり最初の検討課題から外すべきだと思うし、直ちに検討から外すという提案に賛成だ。真っ先にこれをやらないと、本当に

地元に対して失礼で、検討会の権威をなくしてしまう。

金子委員 実はこの案を提案したのは私も 1 人だ。私が提案したのは、エレベーター案が通ればいいが通らなかつたらどうするのか、都市計画変更案も通らなかつたら、日野市のごみさえクリーンセンターに入らなくなってしまうと考えた。私は最後の策として、浅川ルートを提案した。決していいとは思わないが、最後の案として提案した。先日、自治会の代表の話を聞いてよく気持ちがわかったので、私は強い気持ちが今はないが、そういう気持ちから私は意見を述べたことをご理解いただきたい。

伊藤会長 いろいろ並べて検討していくことを当初は考えていた。地元の意見を聞く機会があり、これが出されていることが非常に問題になったので、とりあえずこの案は検討から外すということではよろしいか。

はい、ではそうさせていただきます。

### 3- (2) 方策の選定について

事務局 第 4 回検討会資料に沿って説明。

伊藤会長 可能性のある案について、条件整理がされている。都市計画を変更すればいいという意見は地元からも強くあるが、委員会としてどういう方向で何を一番大切に考えていくべきか意見があれば。

浅海委員 地元から意見をいただいて、委員会の中で知らなかったこと等も学び、もう一度最初に言ったことに立ち返って考えなければと思う。留意事項が 13 ページにあるが、例えば浸水区域災害等の対応みたいな視点は、議論では抜け落ちていたと思う。いくつか重要な評価に当たっての指標が、前回言われた中からピックアップされたのが出ていると思う。3 回目の検討会の中で、地元で新たな紛争を招かないか、豊かな環境づくりに資するか、将来を見据えた合理的なものなのかという評価基準が出ていた。今回出されたものと前回出されたものの整理が必要だと思う。全体として何を重視して案を評価していくのかという整理が必要だ。また、17 ページの中で、これまでに出された案にプラスして都市計画変更案が一覧として出されているが、地元の方の意見を聞くとこれ以外にもあるのではないかと思う。今後の議論の進め方に関係するが、今後新たにこの他の選択案も含めた時間をとって、その後に選定にいくプロセスを取るのか。もう一つは、地元の方の意見と、検討会の意見調整をどの形でやっていけばいいのかを、方策も併せて整理する必要がある。

伊藤会長 17 ページに都市計画変更案が新たに加えられた表になっているが、この部分だけクローズアップして評価をするのか。この部分を考えるときに、セットとして、30 年後のごみ焼却の技術向上など広い範囲で、環境整備も併せて議論する中で違法性解消という視野を持たないと、合意が得られる選択肢を見つ

けにくいと思う。最初からできるだけ広い範囲の議論をしていきたいという思いがある。評価基準がこの部分だけの評価ではなく違うレベルの評価の仕方がないと、都市計画変更案と一緒に並んだと気に深みのある議論になりにくいと思う。浅海委員の意見とも重なるが、若干評価基準の再整理をしないと、選んだものが地元の方との意見の不一致になることになりかねない。割とシンプルな形で評価が誤りを呼ぶことにならないか心配だ。

窪田委員 会長の意見に同感するところが多い。議論が今の搬入路の問題に限定されると技術的な議論になりがちだと思う。やっぱり浅川の河口部分は南北が分断されている。煙突に一番近い浅川の南の方々は、この議論にどう参加できるのかなと思った。これまで、浅川の河口付近南側を市民の憩いの場として作っていく動きがあったりする。討論の一つの大きな視点として、南と北が繋がった水と緑の空間をどう作るのかを議論するのは、私達の責任だと思う。煙突に一番近いのは浅川の南だと指摘されている。今搬入路の問題だけで議論しているとその視点は出てこない。浅川の南と北も含めた水と緑の空間をどう作るかという視点を提起できるとすれば、この委員会は良いポジションにいますので、そんな視点をリードしていただきたい。

伊藤会長 当面解決しなければいけないことは違法性の解消だが、都市計画変更をすることが基本で現実的なこととして、ここに定義されてはいる。窪田委員の発言で心に残っているのは、都市計画が違法になっているので解消するが、この委員会は、市民が都市計画でもっと豊かな環境を作る。単に違法性の解消ではなく、都市計画を市民の力として、より良い状況を生み出すように違法性を解消したいと受け取っている。現実には違法性を解消することについては都市計画変更するかもしれないが、そのことでもって、もっと大きなものを得るという提案は、特に地元の方と相反することにもならないと思う。地元の方にもご意見があったら伺いたい。

地元代表 確かに違法性を解消することは、都市計画変更をすればいいのではというのは私達の提案だ。ここに書いてあるように、非常に公園面積が減ってしまうので影響が大きい。その面積を求める土地あるかということ、私達も候補を持っている。この会の方と相談して、そういうところを見つける作業を進めたりできれば、地域住民も納得する。環境も失った部分の公園が他にできれば、利用していきたいし、ウィンウィンの関係で手続きを踏んで解消に努めればよいと思う。

笠間委員 18 ページに都市計画変更案について書かれているものの、内容が何を意味しているのか非常に分かりにくい。ここで言っている都市計画変更案は、現状のまま都市計画を変更するということか。今公園内にあるごみ搬入路部分の面積を別のところに代替地を設けて、現状のままということを行っているのか。

- 事務局 おおむねその通りだが、そこの判断も含めて検討会で議論するべきだと思っている。今現状のまま都市計画変更をするというのも当然候補の一つで、今まで議論してきた覆蓋化など、搬入路だが公園らしさを取り戻すことにお金をかけるプランもまだ残っている認識だ。もう少し広い範囲で環境改善をどうするかという議論に発展させたらということで内容を変えたつもりはない。
- 笠間委員 3回目の後に、エレベーター+時計台案、覆蓋化+アンダーパス案を出されていた。広く一度議論する中に、どれを残すかという点がある。覆蓋化だけ、アンダーパスだけは非常に困難な部分はあるという中から、エレベーター+時計台案、覆蓋化+アンダーパスが出ていると思う。もう1回整理をして議論をしないと、現状のままの都市計画変更に突っ走る危惧を感じる。
- 伊藤会長 方策の選定は、今日はおさらいをした上で少し整理のし直しと、もう1回議論をしましょうという提案でいいかと思う。どういう枠組みで、地元とのやり取りをするのかという問題と、あと何回ぐらい議論で費やしていくかというのみ見直しが必要だと思っている。スケジュールと枠組みに議論を進めてよいか。
- 中谷副会長 地元から出た要望で、浸水被害の問題は非常に重大な要素だと思う。19号台風の際に一番低い地域はどうなっていたのか分かれば教えてほしい。また、内水氾濫だと思うが、そのような事象が起きた原因と取ろうとしている対策を教えてほしい。
- 高木課長 新井橋左岸側上流にある水門は浅川の水位が上昇している中で開いた状態であったが、周辺地域の雨水排水が浅川の水位上昇によってできなかったことが大きな原因だと考えている。これを契機に内水の水を排出するポンプの配備を行っている。今後は水門を閉めた状態で、内水を排水することで進めていくように変わっている。その時点では、降った雨が川へ出し切れなかった点が原因だと思う。
- 地元 今の話は内水だけで進んでいるが、この地域は10年ごとに水害が起きている。20年、30年前のときはこのような状態にならなかった。これは内水だけでなく、浅川の水が上がってきたからだ。こういうことが起きると泥だらけになるということで地区センターの泥だらけの写真も出した。可動式のポンプを市が用意してもらったが、そのテストを最近やっているのか。可動式のポンプが4台あって、実際我々が立ち会ってテストをしたときは、内水の水面は下がらなかった。結局、中から来る水を出しただけで、中から来る水と出す量が同じということだ。雨が降っていればもっと水位は上がる。水門をちゃんと閉めないで逆流もする。
- 地元 浅川に私達の区域から出る水が、水門で閉ざすようになっている。国交省と市の合意で両者が立会いのもとに、その水門を閉めることになっているが、最終

的に少し開いた状態でこちらからの圧力で浅川の方に出るという解釈をもとに、少し空いていた。少し空いてる部分から浅川の圧力に負けて、全部入ってきてしまった。

村木委員 会長から解消策だけでなく、その裏側にある背景も含めて、解消策を整理し議論を進めていこうと提案があった。今の排水の問題も含めて、水が溜まらない公園ができないかということもあるかもしれないし、水を吸収できる公園施設にするのも一つのアイデアだ。そういうのも含めて、ただマトリックスでまとめるだけでなく評価軸も含めて 1 回整理した上で、次の議論に進むのが良いと思う。きちんとした説明が書かれていれば、周辺の自治会からの反発を招くこともない。きちんとして解消策のそれぞれの案の趣旨がわかるようなまとめ方が必要だ。また、時間軸の話が出た。皆さんの前提となる知識が固まるところまで 5 ヶ月かかっているのだから、当初の 6 ヶ月で解消策を絞り込むのは無理だと思う。リスクが必要だと思うので、会長にお願いしたいと思う。

#### 4. 周辺自治会や周辺住民との関わり方について

伊藤会長 周辺自治会や周辺住民との関わり方ということで、説明を。

事務局 第 4 回検討会資料に沿って説明。

伊藤会長 二つ論点がある。今まで傍聴だったが議論に参加していただけるような形でお呼びするのかということ。今の代表の方とのやり取りの問題と、広く自治会の加入者ではない人たちも含めた意見も議論していることをどう周知し、意見のフィードバックをどの様に組み合わせていくか。委員会と別々ではなく、議論に入っていただいて参加していただく形の委員会と、もう少し方向が見えてきたところで地元へ説明して、それに対して広く意見をいただくような場も作るということかと思っている。意見交換会をやると 3 月にはまとまらないことに必然的になる。このような内容で少し組み直してみたいと思うが委員から意見を伺いたい

笠間委員 19 ページの内容でいくと、地元の周辺 4 自治会代表の意見を伺いながら委員で議論を行い、解消策の選定を進めるとしか書かれていない。大きな表題で周辺住民との関わり方について書かれているにもかかわらず、非常に限定した内容しか書かれていない。要領の中に、ワーキンググループというものがある。周辺自治会代表の方に、入っていただいて正式に意見を言っていただくことは大事なことだと思う。元々の要領では、ワーキンググループから 4 名検討委員に入っていただくという形になっているが、検討委員に入っていただく形でなければ、会長が認める周辺自治会の代表の方と、自治会以外の周辺住民の方にも正式に発言をしていただく形をとったらどうかと思う。

伊藤会長 委員になってもらうのではなく、来ていただいて発言をちゃんとしていただ



くイメージだ。この要領は特に委員以外の人って書いてあり、何名でもいいが来ていただいた方で発言をぜひしたいという方に、委員会の中で発言を僕の方から願います。何名という話は委員での並びということだ。委員になると枠組みを全部変えなければいけない。この意見交換会は、検討会へ来てもらうのではなく、地元で開催するものもやる必要があると思っている。

浅海委員 地元の方は、プロジェクトを進めるためのステークホルダーで非常に重要な方だと思う。この委員会の中で、解消策案を選択するときは、地元の方の了承があればという話だが委員として入っていただいた方がいいと思う。

村木委員 委員を増やすとか選び直すというよりも、委員会の中で広く意見を求めるという会長の提案に同意したい。

地元 自治会員になっている人とそうでない人もいるという意見が出た。私達は自治会員を増やすためにあらゆる機会を通じて募集している。ただ、入らない方はそれぞれ理由があって入らないみたいだが、私達は積極的に集めている。自治会の意見は、私たちは代表で来ておりそこに集約されると思う。組長会や総会を開いて、どういう会議があったとかの報告もしている。会報を見て、こういう会議があったことも、どういう内容が検討されたかもわかる仕組みになっている。この会にも近い存在が自治会であると思う。

皆さんが最後一つに解消策をまとめそれを出すのか、全体的には絞れてないがこういう意見があったと市長に答申するのか。一つに絞らないといけないのか、三つでいいのかという部分もわかれば教えてほしい。

伊藤会長 最終的な決定権限はここにはない。複数案それぞれに評価はつけるかもしれないし、おすすめるのかということはあるかもしれない。周辺自治会代表がステークホルダーであるということは委員が認めた上で、委員でなくても発言はするというので地元は良いというご意見だ。

笠間委員 周辺4自治会の皆さんには、市から声かけをして発言もしていただくという段取りができています。だが、他の地元住民の方には、どうやって投げかけるのか。応募をするのか、市民委員としてこれは応募した人で、もし周辺の人がいれば、そういう人に積極的に声をかけるのかとか。

伊藤会長 今の意見は、枠組みが変わってしまっている話になっている。一応代表として今日来ていただいているような方を、発言権はある委員として入っていただくということをするのかどうか。今おっしゃったのは広く委員を募るということは、僕は考えていなかった。意見交換会的に誰でも来ていいみたいな場は加えて設定するというのを言ったつもりだ。傍聴ができるので、代表と称する方以外の方も別にここに来てもらっても構わない。

浅海委員 委員になっていることと委員になっていないこととの違いは、最終的に何か選ぶときに委員でないと、検討会の中で投票できない。あくまで参考意見にし

かならない。

伊藤会長 対象の人は別にそうじゃなくていいと言っている中で、何か決を採るのは変だと思う。当事者がこっちにいるのに別で決めることになると思うが。

江藤委員 今日地元で意見をもらいながらというやり方は、非常にアンバランスだと思うが、ここの状態が僕はいいなと思う。自治会の皆さんが問題ないのであれば、委員会は委員会のこのスタイルのままで、それを見守っていただくような位置づけが良いと思う。見守っていただきながら、来ていただけるのであれば会長の判断で意見をいただく。最終的に委員にならないと地元の意見が通らないようなご意見が自治会の中で出てくるのであれば、そのときは委員に入らせてくれと地元から言っていたくぐらいの事にはできないのか。

伊藤会長 原告団が微妙だが、利害関係者以外の人でないと、委員会の委員としてうまくないかなと思う。利害関係者の方には、間違っている情報が提供されたり、特別な何か思いがあることはちゃんと言ってもらうが、議論するときに利害関係者と一緒に議論するのはしにくい面もあると思う。おっしゃるようなこの関係でもいいと個人的には思う。

浅海委員 利害関係者というか、一番影響を受ける人だ。その方が最終的に選ぶときに、選ぶ立場にいないこと自体に、違和感を覚える。

笠間委員 なかなか自治会には入れないが、この地域でどのように暮らしたいとか考えている方たちもいると思う。そういう方たちも含めて、私たちは意見を聴いていきたいと思う。意見交換会はあるのは分かるが、周辺自治会の代表さんとういう違いがあるのか。周辺自治会の代表の意見を伺いながら委員で議論を行い解消策の選定をするとあるが、だったら他の方たちがどう思われているのかもお聞きしたい。

伊藤会長 その他の人たちも投票権を持つかどうかというと、そういうことにはならないかもしれない。広く意見を聞きたいので意見交換会を組み合わせで提案をしているつもりだ。

中谷副会長 意見の不一致の点は整理しないとイケない。要綱の 6 条に会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明、意見を聞き、もしくは資料の提出を求めることができると書いてある。委員会の場で正式に利害関係者の方々に発言をいただくということだと思う。この点で整理するのか、検討委員会の中に代表委員として正式に出てもらって委員の構成になってもらうかという意見の違いだと思う。委員以外の者なので、自治会の方もいるし必要だと思えば南の人たちの意見を聞く必要もあるかもしれない。委員と委員以外の人とどなたにするのかということが、必要に応じて決めていけばいいと整理されていると思う。

笠間委員 そういう理解をしている。今の段階で会長が必要と認める方々は周辺 4 自治

会の代表の方だけということか。

中谷副会長 そのことも含めて委員で意見を出し合って、こういう人の意見を求めようということではないか。

笠間委員 そのように議論をしてほしい。

中谷副会長 会長が判断するときは委員の皆さんに図ってやってもらえばいいのではないか。

浅海委員 ワーキンググループはそのままあって、色々な方々からも幅広く意見を聴く場合があるというふうには私は理解している。副会長が整理してくださった通り、選択肢になっているのは、委員として入ってもらうのと、委員以外の方に出席して意見を求めるようにするのかどちらがいいのかという話だ。

事務局 ワーキンググループについては、要領上 設置できる規定になっている。これは周辺の方々の意見を聞くスキームとして提案している。今回は周辺の方々全員に聞こうということで、エリア全体にチラシを配って意見交換会をしましょうとしていた。ワーキンググループという手法ではなくてもエリア全体に配って意見交換ができるスキームだ。

村木委員 そのワーキンググループは、この先設置することはできるのか。

事務局 必要であれば可能。

村木委員 もし委員としてどうしても追加が必要だとなればそれはできるということなので、会長からの提案でそういうタイミングが来れば、そういうカードを切れるのではないか。

伊藤会長 微妙に認識していることが話をしていると一致しない。正式な検討会の時間の前後に、委員でなくても議論できる時間を作った上で、意見交換会的なこともやりましょうと最初に枠組みを作った。もう 1 回このところ正確に書いた上で、どこで誰が出られて、発言の権利を持っているかについては議論したい。何をワーキングで呼ぶかを何となく忘れていた所もある。次回の検討会は今一度この枠組みでやらせていただきたい。

一応傍聴は、発言は委員会の後にすることを今までやっていた。自治会の方には正式にお呼びをしてちゃんと検討会の中で発言していただくということにしている。今日の段階から傍聴は誰でも発言していいよとはしていない。今言ったのは検討会という時間と、その後またフリーで議論する時間があるということ。そこは傍聴も区別がないので、直接いろいろ話を聞ければよいと最初の枠組みはなっていた。再整理をして次回から行う。

傍聴者 周辺自治会代表という枠組みがあるなら、周辺住民という枠組みを作ってもらえたら不公平なく話ができると思う。

伊藤会長 検討会終わった後にまたお聞きする。

窪田委員 周辺 4 自治会や周辺住民との関わり方だが、この点線のところは周辺 4 自治

会代表の意見を伺いながらと限定している。先ほどの議論は点線で囲まれた部分も、周辺の自治体代表や周辺住民の意見を伺いながらというようにした方がいいというのが村木委員の意見で、それが確認されたと思っている。その理解でよろしいか。

伊藤会長  
浅海委員

もう一度整理をした上で、次回。

次回枠組みの整理と、評価基準の整理と検討していくにあたっての評価基準の設定も出してリスタートできるかなと思う。

伊藤会長

一応、検討会の中の議論としては宿題を残したが、この後意見を聞いた上で次回の議論に繋げていきたいと思う。

## 5. その他

事務局

3月30日（土）2時から第5回の検討会を開催する。その前の勉強会は浅川の可燃ごみ処理施設の見学を考えている。広報誌の掲載の関係で次々回の日程も確認をしたい。

## 6. 閉会